

川崎社会保険病院の存続・機能充実を求める意見書

川崎社会保険病院は、国が健康保険法に基づき、健康の保持増進のために設置した施設であり、健康管理センターや介護老人保健施設を併設し、予防、治療、介護等の対応が一貫して行える大きな特徴を有するなど、地域住民の健康福祉の向上に重要な役割を果たしている。

しかしながら、平成14年に成立した健康保険法等の一部を改正する法律の附則では、社会保険病院の在り方の見直しについて、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるとされており、現在、社会保険病院の整理合理化計画の策定が検討されていることから、川崎市における地域医療への影響が懸念されている。

よって国におかれては、地域住民の健康福祉の保持増進に大きな役割を担う同病院を存続させるとともに、より一層の地域医療の充実を図るために特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月15日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣
社会保険庁長官